

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件 二五
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 二五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件六件 二五
- 道路の区域を変更する件六件 二六
- 道路の供用を開始する件五件 二六
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 二六
- 山村振興法により県が行う村道の改築工事の一部を完了した件 二六
- 特定非営利活動法人の設立の認証があった件四件 二四
- 県営土地改良事業の工事が完了した件十二件 二五
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件二件 二六
- 基本測量の実施のついで通知があった件 二六
- 基本測量の実施の終了について通知があった件四件 二七
- 福島県公安委員会 二七
- 警備員指導教育責任者講習を実施する件 二六
- 不在者投票のできる施設を閉鎖した旨届出があった件 二六
- 平成二十年二月一日付け定例第九百四十九号中 二六
- 平成二十年四月十一日付け号外第三十九号中 二七
- 正 誤 二六

## 告 示

### 福島県告示第三百十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十年度第二次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 受付期間  
平成二十年五月七日(水)から同年六月十二日(木)まで
- 二 採用予定数  
約二十名
- 三 試験種目及び試験期日

試験科目	筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 適性検査 身体検査 口述試験	試験日	平成二十年六月十五日(日)
------	--	-----	---------------

### 四 試験会場

会場名	陸上自衛隊郡山駐屯地	住 所	郡山市大槻町字長右エ門林一番地
-----	------------	-----	-----------------

### 五 採用時期

平成二十年七月又は八月

### 六 応募資格

平成二十年七月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

### 七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地)  
電話〇二四一五四六一一九一九・一九二〇

(災害対策課)

### 福島県告示第三百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十年四月十八日から同年八月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部

情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ福島南バイパス店 福島市黒岩字浅井十八番地ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 二千三百二十八平方メートル

(変更後) 四千五百五十八平方メートル

3 駐車場の収容台数

(変更前) 百四十四台

(変更後) 百八十台

4 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(二) 収容台数(変更前) 二十台

(変更後) 六十台

5 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(二) 面積(変更前) 三十平方メートル

(変更後) 百四十四平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(二) 容量(変更前) 十一立方メートル

(変更後) 二十二立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数(変更前) 二か所

(変更後) 三か所

(二) 位置(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十年十二月五日

四 届出年月日

平成二十年四月四日  
届出をした者  
ゼビオ株式会社

五 「別紙図面」及び「別紙書面」は、省略し、その図面及び書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県告示第三百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南相馬市鹿島区上栃窪字瀬ノ沢六五、六六の一、六九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

大沼郡三島町大字滝谷字茶屋山三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字茶屋山三の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び三島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所  
 郡山市湖南町福良字大久保七九七五の三、七九七五の一三、七九七五の二四、七九七五の二九から七九七五の三四まで、七九七五の三六、七九七五の三八、七九七五の四二、七九七五の四四から七九七五の四六まで、七九七五の四九から七九七五の五一まで、七九七五の六四、七九七五の六七、七九七五の七一、七九七五の七二、七九七五の七七から七九七五の七九まで、七九七五の八一、七九七五の九一、七九七五の九三、七九七五の一〇から七九七五の一三まで、七九七五の一三九、七九七五の一四五から七九七五の一四八まで、七九七五の一五一から七九七五の一五四まで、七九七五の一五七、七九七五の一六一から七九七五の一六九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所  
 喜多方市山都町朝倉字江堀乙二七二二の一、乙二七二二、乙二七二四、乙二七二五の一、乙二七二五のロ、乙二七四八の二五から乙二七四八の二七まで、乙二七四八のヲ、乙二七四八のカ、乙二七四八のニ六地先・乙二七四八のニ七地先・乙二七四八のヲ地先・乙二七四八のカ地先(次の図に示す部分に限る。)、字北向乙三一五一、乙三一五三、乙三一五三の二、乙三一五四、乙三一五五、乙三一五七から乙三一六〇まで、乙三一六一の一、乙三一六一の二、乙三一六二、乙三一六三、乙三一六五、字中村乙三〇三三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所  
 岩瀬郡天栄村大字上松本字愛宕山一、二、一四の四

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採方法

2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び岩瀬郡天栄村役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

(一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
 石川郡平田村大字永田字江名籠四一の一
- 二 指定の目的  
 土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件  
 1 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、平田村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 2 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び平田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第三百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

変更前変 敷地の幅員 延 長

路線名	区 間	更後の別	(メートル)	(メートル)
天栄線	白河市大信隈戸字西原 二五一番地先から 同 市大信隈戸字西原 二四五番一地先まで	変更前	九・〇〇	一四〇・〇
		変更後	一一・〇〇	一二五・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前	変更後	敷地の幅員 延 長 (メートル)	敷地の幅員 延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	会津若松市門田町大字 堤沢字下村一二七番一 地先から 同 市門田町大字 堤沢字下村一五七番一 地先まで	変更前	一〇・六〇	一四五・五	一〇・六〇
		変更後	一一・〇〇	一四五・五	一一・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

変更前変 敷地の幅員 延 長

福島県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上郷 舟渡線	河沼郡会津坂下町大字 高寺字谷地六七番一 地 先から 同 郡同 町大字 高寺字谷地一〇番二地 先まで	変更前	九・〇 二二六・〇	二二二・七
		変更後	一〇・八 二二六・〇	二二二・七

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道別府 渡線	河沼郡会津坂下町大字 高寺字舟渡四五四番 五地先から 同 郡同 町大字 高寺字谷地五三番一 地 先まで	変更前	五・四 一七・〇	七五〇・五
		変更後	五・五 一七・〇	七五〇・五

福島県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道奥川 新郷線	耶麻郡西会津町奥川大 字飯里字石上山一〇 三番一地从先から 同 郡同 町奥川大 字飯里字深沢一〇三四 番一五地先まで	変更前	一四・〇 六七・〇	六四三・五
		変更後	一四・〇 一五・〇	六四三・五

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道奥川 新郷線	同 郡同 町奥川大 字飯里字大谷地一〇九 〇番地先から 同 郡同 町奥川大 字飯里字大谷地一〇九 〇番地先まで	変更前	一四・〇 六七・〇	六四三・五
		変更後	一四・〇 一五・〇	六四三・五

(道路計画課)

福島県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	双葉郡富岡町大字上手 岡字片倉六六番一地从 から 同 郡同 町大字上手 岡字杉内四五番地先ま で	変更前 変更後	一二・六〇 四七・〇	六二二・〇 六二二・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道矢吹天栄線	白河市大信隈戸字西原二五一番地先から 同 市大信隈戸字西原二四五番一地从先まで	平成二〇年 四月一八日

(道路計画課)

福島県告示第三百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県津若松建設事務所で平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
一般国道二一八号	会津若松市門田町大字堤沢字下村一二七番一 地先から 同 市門田町大字堤沢字下村一五七番一 地先まで	平成二〇年 四月一八日

(道路計画課)

福島県告示第三百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道奥川新郷線	耶麻郡西会津町奥川大字飯里字石上山二一〇 三番一地从先から 同 郡同 町奥川大字飯里字深沢一〇三四 番一五地从先まで	平成二〇年 四月一八日

(道路計画課)

福島県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
双葉郡富岡町大字上手岡字片倉六六番一地从先		

県道小野富岡線

から  
同 郡同 町大字上手岡字杉内四五番地先  
まで

平成二〇年  
四月一八日

(道路計画課)

福島県告示第三百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十年四月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三四九号	伊達市保原町字舟橋一九〇番一地从から 同 市保原町字舟橋四五番一地从まで	平成二〇年 四月一八日

(道路計画課)

福島県告示第二百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間
一般国道一一八号	会津若松市明和町二九八番一地从から同市表町五〇番一地从 までの上り線 同 市舘馬町四二四番九地从から同市錦町七一番一地从 までの下り線

(道路計画課)

福島県告示第三百三十二号

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第十一条第一項の規定により県が行う村道の改築工事の一部を次のとおり完了した。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の一部 完了の年月日
関下関口線	東白川郡鮫川村大字渡瀬字関下 五四番地先から 同 郡同 村大字渡瀬字関口 六五番地先まで	道路改良工	平成二〇年 三月三二日

(道路計画課)

公 告

公告第九十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年三月三十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ほっとスペースR
- 三 代表者の氏名  
宗像 家子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市安積町荒井字道場六番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、学校や公的機関になじめない子どもと、その親に対して、民間の受け入れの居場所を提供するとともに親の悩みを軽減し子どもの自立支援を援助する事業を行い、こどもの健全育成を図るとともに社会教育の推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年四月三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人かがやき
- 三 代表者の氏名  
七宮 広樹
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県東白川郡塙町大字塙字材木町十二番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がいを持つ人々に対して、障害福祉サービス事業及びそれに関連する事業を行い、自立した生活と働く楽しさ・生きる喜びのある生活を送ることができよう支援することにより社会に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年四月四日
- 二 名称  
特定非営利活動法人チーム青い空
- 三 代表者の氏名  
森 健一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県西白河郡西郷村大字米字間ノ原二十三番地十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、住民の平和と福祉を実現するために、各種の住民活動を促進・支援するとともに、保健・医療・福祉・教育・世代交流など地域活動の資質を向上するため  
の研究・情報収集・提供を各種団体・個人と提携しながら、住民の諸問題を解決するための事業を行い、住民の幸福を増進することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年四月一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人虹色の樹
- 三 代表者の氏名  
守山 葉子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市渡利字平ヶ森十三番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、社会参加、社会復帰に関する事業を行い、地域福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、樋ノ入地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年一月二十三日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、新溜地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十七年十一月九日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、高谷沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年二月十六日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、吉倉堀地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年三月九日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、中峯地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年三月十四日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、阿武隈東部地区に係る県営広域営農団地農道整備事業の工事は平成十八年三月二十八日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、寺家沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年七月十日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、安達東地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成十八年十二月二十七日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、福島北部地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成十九年四月二十日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、只来沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十九年六月二十七日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、芦ヶ沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成二十年二月十九日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、土合沼地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成二十年三月二十一日完了したので公告する。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平  
(農村計画課)

公告第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年四月十八日

土地改良事業を行 地区名 土地改良事 施行認可年月日 工事の完了年月日  
福島県知事 佐藤 雄平

つた者の名称  
 安達疏水土地改良区  
 高松  
 業の種類  
 基盤整備促進  
 平成一三年八月  
 平成一七年一〇月  
 (農業用排水施設)  
 二一日  
 二五日

東和町土地改良区  
 布沢  
 総合(農道整備、区画整理、暗きよ排水)  
 平成四年六月二日  
 平成九年三月二〇日

東和町土地改良区  
 道之作  
 基盤整備促進  
 平成九年七月一日  
 平成一四年三月一日  
 (農道、区画整理、暗きよ排水及び農業用排水施設)  
 六日  
 五日

東和町土地改良区  
 仲山  
 基盤整備促進  
 平成一〇年二月一日  
 平成一四年三月二五日  
 (農道、区画整理及び暗きよ排水)  
 月一〇日  
 五日

伊達市  
 小幡  
 基盤整備促進  
 平成一三年七月二五日  
 平成一八年三月二九日  
 (農業用排水施設)  
 二五日  
 九日

(農村計画課)

公告第二百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。  
 平成二十年四月十八日

土地改良事業を行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可年月日	工事の完了年月日	福島県知事	佐藤雄平
柳津町	原町	基盤整備促進(農道)	平成一一年八月二一日	平成一九年六月二二日		

公告第二百十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、基本測量の実施について、平成二十年三月二十八日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 測量地域 福島県内全域  
 二 測量期間 平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十七日まで  
 三 作業の種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)  
 (技術管理課建設産業室)

公告第二百十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十年三月二十四日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 福島市
- 二 測量開始期日 平成十九年十二月十四日
- 三 測量終了期日 平成二十年三月十四日
- 四 作業の種類 基本測量(基盤地図情報作成作業)

(技術管理課建設産業室)

公告第二百十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十年三月二十八日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 いわき市、須賀川市及び耶麻郡北塩原村
- 二 測量開始期日 平成十九年五月十四日
- 三 測量終了期日 平成二十年三月十四日
- 四 作業の種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

(技術管理課建設産業室)

公告第二百十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十年三月二十八日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。  
 平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 福島市、郡山市、いわき市、白河市、喜多方市、相馬市、田村市、南相馬市、南会津郡下郷町、同郡檜枝岐村、同郡只見町、同郡南会津町、耶麻郡猪苗代町、大沼郡金山町、東白川郡矢祭町、石川郡古殿町、双葉郡橋本町、同郡川内村及び同郡浪江町

- 二 測量開始期日 平成十九年五月十四日
- 三 測量終了期日 平成二十年三月十四日
- 四 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査）

（技術管理課建設産業室）

### 公告第二百十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十年三月二十八日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十年四月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 福島県内全域
- 二 測量開始期日 平成十九年四月九日
- 三 測量終了期日 平成二十年三月二十四日
- 四 作業の種類 基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）  
（技術管理課建設産業室）

## 福島県公安委員会

### 福島県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成20年4月18日

福島県公安委員会委員長 松本 忠清

#### 1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

- (1) 区分
  - ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。）
  - イ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「施設警備講習」という。）
- (2) 期間及び日時
  - ア 雑踏・交通誘導警備講習
    - (イ) 第1回
      - a 期間 6日間
      - b 日時 平成20年5月23日（金）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
    - (ロ) 第2回
      - a 期間 6日間

- b 日時 平成20年7月8日（火）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 施設警備講習

- (イ) 第1回
  - a 期間 7日間
  - b 日時 平成20年6月17日（火）から同月25日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (ロ) 第2回
  - a 期間 7日間
  - b 日時 平成20年9月1日（月）から同月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### (3) 場所

福島県青少年会館（福島県福島市黒岩字田部屋53番5）

電話024-546-8311

#### 2 受講定員

各講習各回30名

#### 3 受講対象者

受講しようとする講習に係る警備業務（以下「受講警備業務」という。）の受講申込みを行う日現在において、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近5年間に受講警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「新1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「新2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

#### 4 受講申込手続等

- (1) 受講申込手続
 

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、福島県内の各警察署に備付けの受講申込書に必要事項を記入し、写真（6か月以内撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉をは

り付け、住所地を管轄する警察署（福島県外に住所を有する者）にあっては、福島県内の最寄りの警察署）に提出すること。

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 添付書類

(1)の受講申込書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付すること。

ア 3の(1)に掲げる者 受講警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通

イ 3の(2)に掲げる者 新1級検定に係る合格証明書の写し 1通

ウ 3の(3)に掲げる者 新2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

エ 3の(4)に掲げる者 旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し 1通

オ 3の(5)に掲げる者 旧2級検定に係る合格証の写し及び当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(3) 受講申込みの受付期間

ア 雑踏・交通誘導警備講習

(ア) 第1回 平成20年4月21日（月）から同月23日（水）までの午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回 平成20年6月9日（月）から同月11日（水）までの午前9時から午後5時まで

イ 施設警備講習

(ア) 第1回 平成20年5月19日（月）から同月21日（水）までの午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回 平成20年7月30日（水）から同年8月1日（金）までの午前9時から午後5時まで

なお、各講習各回とも受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 講習内容及び修了考査

講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについて、雑踏・交通誘導警備講習にあっては各回38時間、施設警備講習にあっては各回47時間、雑踏・交通誘導警備講習にあっては各回38時間、施設警備講習にあっては各回47時間、試験時間が100分間のもの）を実施する。

(5) 受講手数料

ア 金額

(ア) 雑踏・交通誘導警備講習 38,000円

(イ) 施設警備講習 47,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、返還しない。

(6) その他

ア 受講者は、受講する講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。

5 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会（福島県福島市中町4番20号 みんゆうビル 401号）  
電話024-523-4911

6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話024-522-2151 内線3026又は3027

（生活安全企画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八條、第九九條第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設を閉鎖した旨の届出があった。  
平成二十年四月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	閉鎖年月日
財団法人脳神経疾患研究所附 属リハビリテーション 飯坂温 泉病院	福島市飯坂町字原口三番地	平成一九年一〇月 一日

正 誤

ページ	段 行	正	誤

○平成二十年二月一日付け定例第九百四十九号中

五八	
上	
一九	一七
平地内一七番二	平地内七番一
平一七番二	平七番二

○平成二十年四月十一日付け号外第三十九号中

一七	上	八	68,580	68,880
----	---	---	--------	--------